**様式第51**（第89条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**様式第51**（第89条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（　）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

**第五条**　コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | |
|---|---|
| **別表第三**（第十九条関係） | |
| 検査項目 | 完成検査の方法 |
| １　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合<br>一　第五条第一項第一号の境界線及び警戒標 | 一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第四において「目視等」という。）により検査する。 |
| 二～七十四　［略］ | 二～七十四　［略］ |
| ２～９　［略］ | ［略］ |
| ［略］ | |

| 改正前 | |
|---|---|
| **別表第三**（第十九条関係） | |
| 検査項目 | 完成検査の方法 |
| １　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合<br>一　第五条第一項第一号の境界線及び警戒標 | 一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。 |
| 二～七十四　［略］ | 二～七十四　［略］ |
| ２～９　［略］ | ［略］ |
| ［略］ | |

**様式第30**（第44条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［削る］

**様式第30**（第44条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（　）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。